

漁業近代化資金融通要綱

平成17年4月1日16水漁第 2705 号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和7年3月 31 日6水漁第 1447 号

第1 借受資格者について

農林中央金庫が貸付けを行う漁業近代化資金(都道府県の利子補給に係るものを除く。)を借り入れることができる者は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)第2条第1項第6号から第9号までに掲げる者であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの及び同項第10号に掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域における水産業の振興を目的とするものとする。

第2 利子補給契約について

- 1 法第3条第1項に規定する利子補給契約は、別添「漁業近代化資金利子補給契約約款」(以下「約款」という。)により締結することとし、農林中央金庫は約款を承諾の上契約を申し込むものとする。
- 2 漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第7条の規定に基づき農林水産大臣に提出する契約申込書は、別記様式によるものとする。

第3 令第2条の表に掲げる資金の種類について

- 1 漁業近代化資金融通法施行規程(平成28年11月29日農林水産省告示第2373号。以下「施行規程」という。)第2条第7項第4号イの農林水産大臣が別に定める地域は、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知)第4の4(10)により策定された水産業強化支援事業計画(以下「水産業強化支援事業計画」という。)の対象地域(現に事業が実施されている地域に限る。)とする。
- 2 施行規程第2条第7項第4号ニの農林水産大臣が別に定める要件は、水産業強化支援事業計画又は農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記3第2の1により策定された活性化計画に即して実施する事業に必要な施設であることとする。

第4 令第2条の表の第1号の資金の種類の種類に規定する総トン数の定めについて

- 1 令第2条の表の第1号の資金の種類の種類の特別の理由は、(1)から(3)までのいずれか及び(4)に該当するものであることとする。
 - (1) 一の都道府県における指定を受けようとする一の漁業の種類に係る漁法、漁業時期及び漁獲能力が、総トン数130トン未満の漁船と、総トン数が130トン以上であつて定めを受けようとするトン数未満の漁船とで、おおむね同様であること。
 - (2) 一の都道府県における指定を受けようとする一の漁業の種類が、当該都道府県に

における漁業の生産量又は生産額の相応を占めるなど当該都道府県において重要な漁業となっており、また、漁業近代化資金を活用した漁船の改造、建造又は取得が、浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プラン等に係る事業を活用した取組であることにより、所得の向上や競争力強化につながるとともに漁業・漁村地域の活性化に寄与するものと認められること。

- (3) 一の都道府県における指定を受けようとする一の漁業の種類において、総トン数130トン未満の漁船と総トン数130トン以上であって定めを受けようとするトン数未満の漁船を使用する漁業が、漁業調整を図るなど協力して資源管理等に取り組んでいること。
- (4) 融資する漁協系統金融機関(漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫)において、経営の健全性と安定性が確保されていること。

2 令第2条の表の第1号の資金の種類のカラムの規定に基づき農林水産大臣が定める総トン数に係る申請は、1に規定する要件を満たすことを証する書類を添えて、その都道府県の知事が農林水産大臣に対して行うこととする。

3 農林水産大臣は、令第2条の表の第1号の資金の種類のカラムの規定に基づき総トン数を定めるときは、総トン数を定める日から3年を経過する日の属する年度の末日までを基本とする有効期限を併せて定めることとする。

第5 漁業近代化資金の事業費の範囲等について

1 漁業近代化資金による建築物又は構築物の改良、造成又は取得に係る事業費の範囲の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 附帯施設の範囲

当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設(例えば、電気施設、用排水施設、上下水道等)は、附帯施設として事業費に含めることができる。

(2) 敷地の取得費

当該施設に必要な最小限度において事業費に含めることができる。

2 漁業近代化資金による水産動植物の種苗の購入又は育成に係る事業費の範囲の取扱い等については、次のとおりとする。

(1) 種苗費の範囲

種苗費の範囲は、種苗の購入費のほか、種苗の輸送に要する経費とする。

(2) 育成費の範囲

育成費の範囲は、育成期間中の餌代、薬品代、雇用労賃等の直接的経費とする。

(3) 貸付方法等

種苗費及び育成費の貸付けは、全育成期間を通ずる事業計画を明らかにさせた上、おおむね半年ごとの必要額を単位として貸し付ける方法をとるものとする。

また、貸付時は、貸付額の一部又は全部が実際に必要である時点とし、この資金が他の用途に使用されることのないよう事業費の請求書又は領収書の確保等の方法

により処理するものとする。

- 3 漁家住宅資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために漁家住宅を改良し、造成し、又は取得する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者を原則とするが、当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合には、その直系尊属を借受資格者とすることもできることとする。

なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限るものとする。

ただし、貸付けを受けようとする漁業後継者が満 25 歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

- 4 初度的経営資金に係る事業費の範囲は、施行規程第2条第7項第7号イからホまでに掲げる取組に伴って必要となる初期投資費用であって、その償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。

- (1) 燃油、餌、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 小漁具の購入費
- (3) 漁業用施設、漁業用機具又は漁具の修繕費
- (4) 水産加工用施設又は水産加工用機具の修繕費
- (5) 漁業経営又は水産加工業経営の近代化に必要な技術習得費

附 則(令和7年3月 31 日6水漁第 1447 号)

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現に令第2条の表の第1号の資金の種類欄の規定に基づき農林水産大臣が定めている総トン数であって有効期限を定めていないものは、当該総トン数を定めた日から3年を経過する日の属する年度の末日までを有効期限とする。

別記様式

漁業近代化資金利子補給契約申込書

漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第3条第1項及び漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第7条の規定に基づき、漁業近代化資金利子補給契約約款を承諾の上、
年度において当金庫が貸し付ける漁業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により申し込みます。

年 月 日

農林水産大臣

殿

農林中央金庫
理事長

記

- 1 政府の利子補給に係る漁業近代化資金の 年度における貸付予定額 円
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 年度貸付けに係る同年以降 年度間における支給予定額の総額 円
 - (2) 年 月 日から同年12月31日までの期間における貸付けに係る利子補給金の 年度における支給予定額の総額 円

別 紙

漁業近代化資金利子補給契約書

政府は、農林中央金庫に対し、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第3条の規定に基づき農林中央金庫が 年度に貸し付ける同法第2条第3項の漁業近代化資金について下記により利子補給金を支給する。

年 月 日

農林水産大臣 氏 名

農林中央金庫理事長 氏 名

記

- 1 政府の利子補給に係る漁業近代化資金の 年度における貸付けの限度額は 円とする。
- 2 1の貸付けに係る利子補給金の 年度以降 年度間における総額は 円を限度とする。ただし 年 月 日から同年 月 日までの期間における貸付けにつき、 年度において支給する限度額は 円とする。
- 3 漁業近代化資金利子補給契約約款の条項は、この利子補給契約の内容となるものとする。

漁業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫）

（利子補給金の支給）

第1条 政府は、農林中央金庫が貸し付けた漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項の漁業近代化資金（都道府県の利子補給に係るものを除く。以下「漁業近代化資金」という。）につき、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるもののほか、この約款の定めるところにより、農林中央金庫に対し、利子補給金を支給するものとする。

（利子補給金の支給の年限）

第2条 政府が利子補給金を支給する年限は、当該利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の貸付けをした年度以降22年度とする。

（利子補給金の支給に係る期間）

第3条 利子補給金は、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るもの及び7月1日から12月31日までの期間に係るものに分けて支給するものとする。

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年農林水産省告示第2373号）第8条に規定する利率により計算した額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 農林中央金庫は、利子補給金の支払を受けようとするときは、第3条に規定する期間経過後1月以内に別紙様式第1による利子補給金支払請求書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による利子補給金支払請求書の提出があったときは、調査のため日時を要する場合を除き、その提出の日の属する月の翌月の末日までに利子補給金を支払うものとする。

（貸付実行報告）

第6条 農林中央金庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る漁業近代化資金の貸付けを行ったときは、別紙様式第2による貸付実行報告書により、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林中央金庫は、前項の規定により報告した事項につき変更があったときは、別紙様式第3による貸付条件変更報告書により、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

（回収状況報告）

第7条 農林中央金庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る漁業近代化

資金の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間につき、別紙様式第4による回収状況報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 農林中央金庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る融資事業が完了したときは、その実績を農林水産大臣に報告しなければならない。国の1会計年度における利子補給金の支給に係る期間における融資事業が終了したときも、同様とする。

2 前項の報告は、同項前段の報告にあつては別紙様式第5による実績報告書により当該事業の完了後遅滞なく、同項後段の報告にあつては別紙様式第6による会計年度実績報告書に当該期間の終了後遅滞なく行わなければならない。

別紙様式第 1

上
 年度 期漁業近代化資金利子補給金支払請求書
 下

番 号
 年 月 日

農林水産大臣

殿

農林中央金庫
 理事長

漁業近代化資金利子補給契約約款第 5 条第 1 項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの期間に係る漁業近代化資金利子補給金 円の支払を別紙計算書を添付の上請求する。

(別紙)

漁業近代化資金利子補給金計算書 (計算期間・ 年 月 日～ 年 月 日)

貸付 年度	施設別	(A)期首 貸付残高	(B)期末 貸付残高	(C)貸付 平均残高	(D)利子 補給金	(E)国の利 補給額 (C × D)	(F)既に支払 を受けた利 子補給額
		円	円	円	年%	円	円
	小計						
総計	合計						

- (注) 1. 「A」欄には、1月1日から6月30日までの期間に係るものについては1月1日、7月1日から12月31日までの期間に係るものについては7月1日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
2. 「B」欄には、1月1日から6月30日までの期間に係るものについては6月30日、7月1日から12月31日までの期間に係るものについては12月31日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
3. 「C」欄の貸付平均残高は、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数/365）を記入すること。

漁業近代化資金貸付実行報告書

(年 月 分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

漁業近代化資金利子補給契約約款第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 総括

施 設 種 類	合 計	
	件	千円
合 計		

2 貸付実行報告明細

別紙のとおり

(別紙)

貸付実行報告明細 (NO.)

(取扱部・所)

整 理 番 号	貸 付 先		施 設 種 類	資 金 の 使 途	貸 付 年 月 日	事 業 費	貸 付 金 額	貸 付 条 件			備 考
	所 在 地	名 称						貸 付 利 率	据 置 期 間	償 還 期 限	

- (注) 1. 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。
 2. 「施設資金」欄は政令第 1 条による種類を記入すること。
 3. 「資金の使途」欄は、具体的に記入すること。

漁業近代化資金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

年度に契約した漁業近代化資金の融資事業が完了したので、漁業近代化資金利子補給契約約款第 8 条の規定により別紙のとおり報告する。

(別紙)

漁業近代化資金の融資事業の実績

契約 年度	年度	契 約 年月日	年 月 日	契約 番号	号	貸付金の	円	利子補給 金の 限度額	円
						限度額			
						同実績			

事業年度 会計年度	施設別	(A)期首 貸付残高	(B)期末 貸付残高	(C)貸付 平均残高	(D) 利 子 補給率	(E) 国 の利子 補給額	(F) 利 子補給 の返還	(G) 差引	備考
	小 計								
総 計	合 計								

- (注) 1. 「A」欄には、1月1日現在の貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
 2. 「B」欄には、12月31日現在の貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
 3. 「C」欄には、各貸付金額の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計金額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数/365）を記入すること。

漁業近代化資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

漁業近代化資金利子補給契約約款第 8 条の規定により 年度に係る漁業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。

(別紙)

年度漁業近代化資金の融資事業実績 (期間 年 1 月 1 日～ 年 1 2 月 3 1 日)

貸付 年度	施設別	(A)期首 貸付 残高	(B)期末 貸付 残高	(C)貸付 平均 残高	(D)利子 補給率	(E)国の利子 補給額 (C×D)	(F)前年度末まで に支払いを受け た利子補給額
		円	円	円	年%	円	円
	小計						
総計	小計						

- (注) 1. 「A」欄には、1月1日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
 2. 「B」欄には、12月31日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
 3. 「C」欄には、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の合計額の総和(積数という。)を年間の日数で除して得た額(積数/365)を記入すること。